

(資料)

## 「富良野市国民健康保険税税率等の改正について」

素 案

国民健康保険税の賦課限度額・税率・税額の改正

○医療給付費分	賦課限度額	58万円	(現行 54万円)
	所得割	8.78%	(現行 11.0%)
	均等割	24,300円	(現行 26,000円)
	平等割	21,300円	(現行 25,500円)
○後期高齢者 支援金分	賦課限度額	19万円	(改正なし)
	所得割	2.90%	(現行 2.6%)
	均等割	8,300円	(現行 6,900円)
	平等割	7,300円	(現行 6,800円)
○介護納付金分	賦課限度額	16万円	(改正なし)
	所得割	1.69%	(現行 2.2%)
	均等割	9,500円	(現行 8,000円)
	平等割	5,700円	(現行 6,500円)

改正理由

○ 平成 30 年度からの制度改正により、北海道が算定した保険給付費等納付金を、市町村は国民健康保険税などで納めることとなります。その納付金を賄える税率が必要となるため、北海道が示す標準保険税率を参考に、保険給付費などの伸びと被保険者数の減少傾向を想定して概ね 3 年間を見据えた税率としました。

また、賦課限度額は、地方税法施行令に定められており、平成 30 年 4 月から基礎課税分賦課限度額が 4 万円引き上げられました。国は国民健康保険の賦課限度額対象世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額限度額の割合である 1.5%をめどに引き上げていくこととしているためです。

富良野市は、国保財政の健全化を確保するためにも同水準にあわせた改正を行います。

改正時期

平成 30 年度より適用 (平成 30 年 6 月定例会に提出予定)